

資料 3

用語の説明

【あ行】

一時的な仕事に
ついた者

卒業後、パート、アルバイトなどの臨時的な収入を目的とした仕事に就いた者。
卒業後の状況調査（中学校）では、「左記以外の者」に分類される。

1年以上
居所不明者

1年以上居所不明のため、学齢簿の編製上、就学義務の免除又は猶予を受けている
者と同様に、別に編製されている簿冊（簿冊に相当するもの（電子ファイル・データベ
ース等であって1年以上居所不明者が抽出・検索できる仕組みになっているもの）を含
む）に記載（記録）されている者。

1年度間

4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

【か行】

外国人

日本国籍を持っていない者。二重国籍者は日本人として計上している。

各種学校

学校教育法第134に規定する学校で、修業期間1年以上（簡易な課程は3ヶ月～1
年未満も可）、授業時間は年間680時間（1年未満の場合その修業期間に応じて減じ
ることができる）、生徒数、校舎面積などについて各種学校規程（昭和31年文部省令）
の基準を満たし、認可を受けた学校。

帰国児童・生徒

海外勤務者等の子供（児童・生徒）で引き続き1年を超える期間海外に在留した者
のうち、平成28年4月1日～平成29年3月31日までの間に帰国した児童・生徒の数
を調査日時点で在学している学年別に計上している。

「海外勤務者等」とは、①日本国籍を有する者で海外の事業所、機関等に勤務又は研
修を行うこと等を目的に日本を出国し、海外に在留していた者又は現在なお在留して
いる者、②終戦前（昭和20年9月2日以前をいう）から外地に居住していた者で日本
に帰国した者をいう。

義務教育学校

学校教育法の改正により平成28年度に新設された学校で、小学校から中学校までの
義務教育を一貫して行う学校。修業年限は9年で前期6年の前期課程及び後期3年の
後期課程に区分される。

兼務者

本務者以外の者。本調査では延べ数として計上している。同一人が複数の学校で非
常勤講師をしている場合、それぞれの学校で兼務者として計上している。

郊外校

市町村立学校で、設置市町村と学校所在市町村が異なる学校をいう。

公共職業能力
開発支援
施設等

職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センターなど、
職業能力開発促進法に基づき設置された施設や、学校として認可されていない厚生
労働省所管の看護師養成施設など。

【さ行】

左記以外の者
（状況別卒業者）

状況別卒業者のうち卒業後、進学でも就職でもないことが明らかな者。
（例）予備校等に所属せず受験の準備をしている者。就職活動をしている者。
家事手伝いなど。

死亡・不詳の者

卒業後、調査期日の5月1日までに死亡した者と、学校で卒業後の状況がどうなっ
ているかまったく把握できていない者。

就職者

就職者とは、給料、賃金、報酬その他経常的収入を得る仕事に就いた者のことで、
自家自営業に就いた者を含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とし
ない。

就職者総数

就職しつつ高等学校等又は大学等に進学した者、就職しつつ専修学校（専門課程・
高等課程）に進学した者、就職しつつ専修学校（一般課程）等に入学した者、就職し
つつ公共職業能力開発施設等に入学した者、前記以外に就職した者、これら全てを合
計した数。

卒業者に占める
就職者の割合

卒業生総数に占める就職者総数の割合。

春期の入学者

専修学校の入学者のうち、入学時期が平成 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までに入学した者。ただし、入学後同年 5 月 1 日までに退学した者を除く。

小中一貫教育
実施校

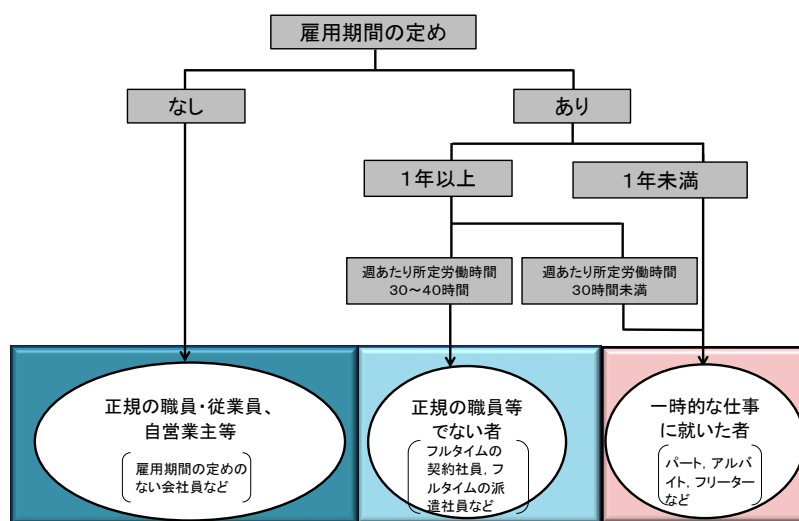
学則の変更等の正式な手続きを経て、小中一貫教育を行っている学校。実態として小中一貫教育を行っていても、本調査の「小中一貫教育校」としては計上されない。

正規の
職員・従業員、
自営業主等

「正規の職員・従業員」とは、雇用の期間の定めのないものとして就職した者。「自営業主等」とは、個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的
本業として従事する者。

正規の職員等で
ない者

雇用契約が 1 年以上かつフルタイム勤務相当の者。
雇用の期間が 1 年以上で期間の定めのある者であり、かつ 1 週間の所定の労働時間
がおおむね 40～30 時間程度の者。なお、労働者派遣法に基づく派遣労働者は、「正規
の職員等でない者」又は「一時的な仕事に就いた者」に計上。
〔一時的な仕事に就いた者の項参照〕



専修学校

学校教育法第 124 条に規定されている学校で、職業、実際生活に必要な能力を育成し、教養の向上を図ることを目的とした学校。修業年限 1 年以上、授業時間は年間 800 時間以上、生徒数などについて専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令）を満たし認可を受けた学校。
「高等課程」、「専門課程」、「一般課程」の 3 課程がある。

【た行】

中高一貫教育
実施校

学則の変更等の正式な手続きを経て、中高一貫教育を行っている学校。実態として中高一貫教育を行っていても、本調査の「中高一貫教育校」として計上されない。

中等教育学校

中学校から高等学校までの 6 年間の教育を一貫して行う学校。修業年限は 6 年で、前期 3 年の前期課程及び後期 3 年の後期課程に区分される。

地方別

全国を 8 ブロックに区分している。
「北海道地方」・・・ 北海道
「東北地方」・・・ 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
「関東地方」・・・ 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川
「中部地方」・・・ 新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知
「近畿地方」・・・ 三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
「中国地方」・・・ 鳥取・島根・岡山・広島・山口
「四国地方」・・・ 徳島・香川・愛媛・高知
「九州沖縄地方」・・・ 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

定員充足率

幼稚園、幼保連携型認定こども園の認可定員に対する在園者数の割合を表したもの。

【な行】

入学志願者

高等学校、大学、短期大学において、募集に応じて願書を提出した者で附属の学校からの志願者も含めた数をいう。同一学校で、2 つ以上の課程、学科、学部等を志願した者については、実際に入学した課程、学科、学部等の入学志願者として計上し、いずれにも入学しなかった場合は第一志望の課程、学科、学部等の入学志願者として計上している。2 次募集志願者も含めて計上する。

二部授業

義務教育未修了者等への就学機会の確保に重要な役割を果たすため、市町村が設置する中学校において、夜間の時間帯に授業が行われる公立の夜間学級のことをいう。実態を把握するため平成 28 年度調査から調査項目が設けられた。

【は行】

複式学級

学級編制方式の一つで、複数学年の生徒等で構成されている学級。

分校

本校とは別個に認可された教育施設。集計上は、分校も 1 校として集計している。

本務者

当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断。

【や行】

幼保連携型認定
こども園

認定こども園法の改正に伴い、平成 27 年度から新たに設けられた施設で、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ施設。

【ら行】

留学生

日本に国籍がない者で日本の大学、大学院、短期大学に留学している者。学生数は専攻科及び別科で学ぶ者並びに聴講生及び専科生等を含んでいる。日本政府から奨学金を支給されている留学生を国費留学生、自費で留学費用を賄っている者及び都道府県又はその者の国から奨学金を支給されているものを私費留学生という。